

令和8年度福島県浜通りにおける中心市街地エリアマネジメント検討業務
仕様書

1 目的

福島県浜通りでは、特定復興再生拠点区域を中心に、復興事業により公共公益施設の整備が進められている。駅周辺の中心市街地では、地域交流拠点等が設置されているが、これらの拠点において交流促進・にぎわい創出を持続的に進めていくためには、地域住民を主体としたエリアマネジメントが必要である。

本業務では、各種地域活動の実施を通じ、今後の町民等の集いの場となる広場空間等の活用方策や、継続的な中心市街地エリアマネジメントの可能性を検討し、「持続可能なプラットフォーム」形成に向けた体制や条件を整理することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月15日（月）（約240日間）

3 履行場所

福島県双葉郡

4 業務内容

(1) 広場空間等活用方策の検討・実施

将来的に行われる町民などによるエリアマネジメント活動を想定し、以下の観点から、広場空間等の活用についてコンテンツを企画・立案し、代表的な3件を試行実施する。

試行実施にあたっては、実施内容の企画・立案のみならず、効果的なデータ収集・分析方法や、効率的なPR方策を合わせて検討すること。なお、試行実施場所は双葉郡内の駅前における広場空間（規模は街区公園を想定）。

- ・地域の「歴史」「文化」の承継
- ・各分野（防災・にぎわい創出等）における「共助」を実現するための地域コミュニティの再生
- ・町民が生きがいを見出すことのできる多様な地域活動の組成・継続

(2) エリアマネジメント実現化方策の提案

(1)で得た知見を踏まえ、以下について検討を行い、今後のエリアマネジメント実現化方策をとりまとめ、提案すること。なお、エリアマネジメント実現化方策の対象は、双葉郡内のいずれかの市町村における駅前を中心としたエリアとする。

- ・「持続可能なプラットフォーム」の構築に向け、実施主体・協力団体に求められる条

件

- ・地域活動の種別に応じた費用対効果の評価

5 再委託について

受託者は、次に掲げるものを再委託することはできない。

- ・ 総合調整マネジメント
- ・ 総合的企画、業務遂行管理
- ・ 検討手法、条件の決定及び技術的判断
- ・ 打合せ等
- ・ 成果物の照査

6 成果物

- ・ 報告書の電子データ（DVD-R）※

※ 提出する電子データは、Microsoft 社製 Windows 11 環境において支障なく利用できる形式とすること。ワープロソフトは Microsoft 社製 Word、表計算ソフトは Microsoft 社製 Excel、CAD ソフトは Autodesk 社製 AutoCAD 2025 と完全に互換性のある形式とし、電子記録媒体に記録して提出すること。なお、CAD データについては、印刷用設計ファイルを併せて提出すること。ただし、受注者が同等以上の性能を有するソフトウェアの使用を希望する場合は、事前に監督員と協議すること。また、提出に当たっては、納入前に最新の定義ファイルに更新されたウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを実施し、ウイルスに感染していないことを確認すること。併せて、当該確認結果を電子記録媒体に印字または貼付して提出すること。報告書の作成および取りまとめ方法の詳細については、監督員と協議のうえ決定すること。

7 支払い条件

入札説明書に記載の通り

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては法令及び条例等の関係諸法規を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるほか発注者と十分協議・調整を図り実施すること。また、発注者の指示に従い業務を進めること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じたときは、その都度発注者と協議すること。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（この項目中におい

て、「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。

- ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- ③ 暴力団員等による 不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(5) 業務環境の改善

- ① 本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。
- ② ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領(別紙1)に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以 上

ウイークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上